

意見書

平成16年8月18日(水)

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

〒215-

〒215-
川崎

電話:

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書

(案)」に関し、別紙のとおり意見を述べます。

● 要旨:

「電波の逼迫状況が極めて深刻にしている中で、電波が有限稀少な国民共有の資源であること」(最終報告書第1頁)を認識した上で、「経済的価値を勘案した電波利用料」制度に、国民経済的視点と市場経済の論理を大胆に導入することを提案した。

● 新たな「経済的価値を勘案した電波利用料」の改定

(a) 現在の電波利用料は、無線局を単位として10区分に分け、電波利用が益貢を負担する方式である。

これを、免許人又は受益者の事業収益の課税を単位とするよう改定する。

それは、税体系に類似したものとみるべき。

(b) その際に、電波を一律に捉えるのではなく、電波利用価値に比例した周波数帯の利用料区分を導入する。市場経済と等しく、利用価値の高い資産は高く、低いものは安く、という価格政策の設定である。

(c) 同時に、コスト/パフォーマンス概念を導入した。

この場合のコストとは、たとえば"1M"とした周波数帯の1ユニットを指す。

パフォーマンスは、次の5項の評価軸を用いる。

- ① 受益産業及び受益産業群の市場規模
- ② 経済波及効果(産業連動的効果)
- ③ 雇用創出効果
- ④ 持続性
- ⑤ 成長性

以上の国民経済的視点を重視するべきとする。

(d) 産業には、一定のライフサイクルがある。「最終報告書(案)」第34頁に記載しているように「非有効利用の自発的退去を促す」こと、より適宜な代替インフラへの転出を促すことも必要である。その上で、「広く優れた技術やサービスを有する者の新規参入を促進すること」(第34頁)を実現して欲しい。

(e) 新たな電波利用料は、「衛星」「ケーブル」「ブロードバンド」「光ファイバー」といった伝送路利用料金との整合性に配慮する必要がある。利用者にとって、合理的かつ公正な料金制度とすべきである。電波を管理する国が、民間のインフラ事業の発展を妨げることは許されない。その意味で、私は「最終報告書(案)」に、他の伝送路との料金判の比較と相互の共存共栄政策の視点を要求したかった。

(f) 最後に、「納付義務者」の特例措置について述べる。現在の免許不要帯や消防無線、防災行政無線といった公共性の高い用途を特例措置とすることは必要である。ただし、その場合の公共性を、改めて定義しておくこと、限定使用にとどめる配慮が必要である。

● 総務省電波政策の役割

今回の「最終報告書(案)」は、2013年に¥92兆と予想されるワイヤレス産業の発展を展望している。

電波政策は、21世紀型の新たなパラダイムを描いて欲しい。総務省の許認可中心から政策官庁としての立場をより鮮明にして、わが国の電波資源の有効活用を水平を拓き、e-Japan計画や持株のGDP拡大に貢献して欲しい。この提言は、そのことを願いとして記されたものである。